

●香川県告示第158号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。
平成20年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県立ミュージアム駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町4丁目1番10号	平成14年4月1日	香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県歴史博物館駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町4丁目1番10号	平成14年4月1日
略				略			
香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	平成16年6月1日	香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	平成16年6月1日
				香川県立屋島陸上競技場、香川県立総合水泳プール及び香川県総合運動公園の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町7番15号	平成17年3月1日

略			
香川県立ミュージアムの使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町7番15号	平成17年5月2日
略			

使用料に限る。）の収納事務			
略			
香川県歴史博物館及び香川県文化会館の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町7番15号	平成17年5月2日
略			